

V 市民協働

1. 人権・同和対策	123
2. 人権同和教育啓発	123
3. 男女共同参画推進	124
4. 青少年健全育成	125
5. 協働と住民自治の推進	126
6. 市民活動支援	128
7. 交通安全	129



1 人権・同和対策

(1) 人権啓発推進事業

八代市人権問題啓発推進協議会 (R3 年度 交付金 3,800 千円)

目的 同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決、人権意識の普及、高揚を図るため、啓発活動を推進する。

設置 平成 3 年 5 月 20 日

事業内容
 ・人権セミナーやつしろ、地域講演会、部会セミナーの開催
 ・人権子ども集会・フェスティバル in やつしろの開催
 ・人権作品の募集・展示
 ・広報誌「しあわせ」発行
 ・啓発用ビデオ貸出など

構成 会長 1 人、副会長 4 人、理事 22 人、監査 2 人

・部会 (6 部会・54 機関団体)

・専門委員 (29 人)

(2) 人権同和政策事業

人権政策審議会

目的 人権政策事業の計画及び実施に関する事項を調査審議する。

設置 平成 17 年 8 月 1 日

構成 委員 9 人 (地区代表 1 人・学識経験者 8 人)

任期 2 年

2 人権同和教育啓発

(1) 実施事業

事業名	実施回数		
	H31 (R1)	R2	R3
家庭教育学級での研修会	9	9	0
高齢者教室での研修会	0	0	0
各種団体・協議会での研修	5	0	1
行政機関での研修	7	0	4
学校 (児童・生徒・教職員) での研修	1	0	1
企業・事業所等での研修会	9	0	0
地域交流事業	17	0	0
各種大会、研修会への参加	10	1	3
人権セミナーやつしろ	3	2 *1	3 *1
部落差別をはじめすべての差別をなくす人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ	1	1 *2	1 *1
地域講演会、校区研修会	2	0	0
人権作品募集	4,372 (点)	3,157 (点)	3,737 (点)
八代市人権問題啓発推進協議会及び八代地域人権教育のための推進会議等の関係機関・団体との連携・協力			

*1 オンデマンドによる配信 *2 動画配信

(2) 人権啓発センター（千丁支所3階）

目 的 地域住民や人権に関わる機関・団体等のネットワーク化を図り、人権教育・人権啓発を総合的に推進する活動の拠点として設置する。

設 置 平成23年4月1日

センター機能

- ①学習機会の提供機能 セミナーや各種講座の開催、講師派遣・紹介事業などを行う。
- ②情報の提供機能 人権に関する情報を収集し、提供を行う。
- ③広報・啓発機能 各種啓発事業や広報活動を通して、人権啓発を行う。
- ④調査・研究機能 学習・啓発のための方法などの調査・研究を進める。
- ⑤展示機能 人権同和教育に関する展示を行う。
- ⑥相談機能 住民が安心して相談できる窓口を設置する。
- ⑦連携機能 地域や関係機関・団体と緊密に連携し、広く推進する。

事業内容

- ①人権相談業務 人権相談員を2人配置し、人権に関する様々な相談に、電話又は面談により対応する。(令和3年度 相談件数 延べ478件)
- ②人権おもいやりミニ講座 家庭や地域、職場等における人権教育・人権啓発を推進するための学習の場を提供する。(令和3年度2回開催 受講者数延べ50人)
- ③センターだよりの発行 住民への人権に関する情報の提供や啓発を図る。
(町内回覧版 年3回発行 ホームページWeb版 3タイトル掲載)
- ④映画上映会 各コミュニティセンターを会場に、人権啓発映画上映会を開催。
令和3年度 未実施
- ⑤人権啓発パネル展示 未実施

3 男女共同参画推進

(1) 計画の推進、進行管理

- ①男女共同参画都市宣言（平成21年6月19日）
- ②計画策定（平成21年3月）、改定（平成26年3月）、第2次計画策定（平成31年3月）

(2) 意識啓発

- ①イベント「いっそDEフェスタ」のオンライン開催【実績】令和3年度 申込数77人
- ②情報誌「Mi☆Rai」の発行（年1回）【実績】令和3年度 第18号発行
- ③アドバイザー派遣事業【実績】令和3年度 7回実施 合計726人受講

(3) 苦情解決の取り組み

- ①男女共同参画専門委員の設置（弁護士2人、臨床心理士1人）
- ②苦情等の受付及び解決の支援

(4) 女性のエンパワーメント

- ①男女共同参画推進セミナーの開催、女性人材リストの整備
【実績】女性人材リスト登録者31人（R4.3.31現在）
- ②審議会等への女性の登用状況調査
【実績】審議会、委員会等への女性の登用率31.4%（R3.3.31現在）
- ③地域リーダー育成研修派遣事業

(5) 推進体制

- ①八代市男女共同参画社会づくりネットワーク育成事業
【実績】会員数 15団体、15個人（R4.3.31現在）
- ②八代市男女共同参画審議会（平成17年8月設置、委員12人、任期2年）
- ③八代市男女共同参画行政推進委員会（平成17年8月設置、委員：副市長・部長、幹事：課かい長）

4 青少年健全育成

(1) 街頭指導業務

青少年の指導活動を行うために、八代市青少年指導員により、中央市街地や各校区等の通学路、青少年の溜まり場となりやすい場所、危険個所等の巡回指導を実施している。

①八代市青少年指導員（任期2年 定数250人以内 現在206人）

- ・中央指導員 指導員数 45人（7班体制）
- ・地域指導員 指導員数 161人（5支所・15校区）

②街頭指導状況（昼間：22：00まで、夜間：22：00以降） (R4.3月末現在)

	指導を実施した延べ回数			指導に従事した人員			指導した青少年の延べ人数
	昼間	夜間	計	昼間	夜間	計	
R1	322	0	322	1,670	0	1,670	100
R2	307	0	307	1,634	0	1,634	95
R3	292	0	292	1536	0	1536	55

(2) 相談業務

青少年相談員が、「ヤングテレホンやつしろ（相談窓口）」により、青少年や保護者等の不安や悩みの相談に対応している。

①相談方法：専用電話による相談のほか、メール、面接、訪問により対応

②相談時間：月～金曜日（9：00～17：00）

③相談事項及び相談件数（延べ件数） (R4.3月末現在)

	相談実数	不登校	いじめ	その他の学校内問題	進路就職転職	交遊(非行)	交友	家出	健康	家庭内問題	その他	計
R1	1,197	18	6	223	265	0	176	0	350	257	276	1,571
R2	549	6	20	25	84	0	53	0	205	75	81	549
R3	789	5	1	37	90	0	53	0	264	76	263	789

※1件の相談（相談実数）に対し、相談事項が多岐にわたるため、H30よりそれぞれの事項に計上している。

(3) 育成業務

青少年の健全育成のため、各関係機関・団体と連携及び情報交換を行い、青少年を取り巻く環境や状況を調査・把握し、青少年の非行防止に取り組む。

①社会を明るくする運動（強化月間：7～8月）

- ・さわやかヤングステージ
- ・さわやかコンサート
- ・薬物乱用防止教室
- 他

②各種協議会等との連携

- ・八代生徒指導連絡協議会
- ・八代地区高等学校生徒指導連絡協議会
- 他

5 協働と住民自治の推進

(1) 住民自治によるまちづくり

①住民自治によるまちづくり基本指針（平成19年9月策定）

めまぐるしい社会情勢の変化や本格化する地方分権の推進により、地域住民の協力体制の強化とともに、住民と行政の役割分担を明確にし、お互いを認め合う真のパートナーシップを築いていく。

基本理念 住民の身近な暮らしの単位である地域の個性豊かで独自のまちづくりと、暮らしの豊かさを実感できる強い地域経営力を実現することが、住民自治を基本とするまちづくりとなる。「やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく 元気都市 “やつしろ”」を住民と行政の共通目標とし、「加（か）たって、語（かた）って、協働によるまちづくり」を推進・展開していく。

②住民自治によるまちづくり行動計画（平成22年3月策定）

基本指針に示した理念を着実に推進していくため、26の施策、188の推進項目内容とスケジュールを盛り込み、さらに「住民が主体的に取り組むもの」「住民と行政が協働で取り組むもの」「行政が主体的に取り組むもの」の3つに振り分けている。

計画期間 平成22年度～26年度

③住民自治によるまちづくり行動計画（後期）（平成27年3月策定）

後期計画は、「住民自治によるまちづくり基本指針」に基づき策定した前期計画を引き継ぎ、地域住民の更なる自治力向上と主体的な運営ができるようなまちづくりの推進に取り組むため、7つの重点政策を盛り込んでいる。

計画期間 平成27年度～31年度

④八代市協働のまちづくり推進条例（令和元年8月施行）

協働のまちづくりの基本的な考え方やまちづくりの主体となる市民等と市の役割などの基本となるルールを定めた「八代市協働のまちづくり推進条例」を市民等へ広く啓発を図る。

⑤八代市協働のまちづくり推進計画（令和3年3月策定）

「八代市協働のまちづくり推進条例」に示された仕組みを具現化し、実効性を高めるため、市や市民、地域協議会などそれぞれの主体の役割を定めて、協働のまちづくりの基盤となる重要な取り組みを計画の「4本の柱」として設定している。

計画期間 令和2年度～6年度

(2) 地域協議会（概ね小学校区を単位とした新たな住民自治組織）

地域住民や各種団体等で構成され、地域の課題や問題点を協議し、解決する意思決定機関及び活動機関。

校区名	名称 設立年月日	校区名	名称 設立年月日
金剛	金剛まちづくり協議会 平成24年3月9日	植柳	植柳校区住民自治協議会 平成25年5月10日
代陽	代陽校区住民自治推進協議会 平成24年3月23日	昭和	昭和まちづくり協議会 平成25年4月26日
麦島	麦島住民自治協議会 平成24年3月28日	日奈久	日奈久住民自治会 平成25年6月16日
二見	二見住民自治協議会 平成24年4月20日	泉	泉まちづくり協議会 平成26年3月8日
東陽	東陽まちづくり協議会 平成24年5月8日	坂本	坂本住民自治協議会 平成26年4月11日
宮地東	東町地域まちづくり協議会 平成25年2月17日	郡築	郡築汐風まちづくり協議会 平成26年4月14日
八代	八代校区住民自治協議会 平成25年3月24日	高田	高田まちづくり協議会 平成26年4月24日
八千把	八千把校区まちづくり協議会 平成25年3月27日	鏡	鏡まちづくり協議会 平成26年4月27日

太田郷	明日の希望を創るまちづくり太田郷協議会 平成 25 年 3 月 29 日	宮 地	まちづくり協議会みやじ 平成 26 年 4 月 27 日
千 丁	千丁校区まちづくり協議会 平成 25 年 4 月 14 日	松 高	松高自治協議会 平成 26 年 4 月 29 日
龍 峯	龍峯校区まちづくり協議会 平成 25 年 4 月 14 日		

(3) 地域協議会連絡会議（地域協議会会長で構成される連絡会議）

目 的 地域住民による自主的・主体的なまちづくり及び八代市と連携・協力し協働で地域のまちづくりに取り組むための組織である地域協議会の円滑な運営と地域協議会間の情報共有や連携促進、地域が抱える共通課題の解消を図るとともに、行政からの情報提供や行政施策の提案等を行い、地域協議会と行政との連携強化を図る目的で設置。

発 足 平成 27 年 4 月 28 日

構成人数 21 人

令和元年度開催回数 会長会議 2 回、事務局長部会 2 回

令和 2 年度開催回数 新型コロナウイルス感染症対策のため未実施

令和 3 年度開催回数 会長会議 1 回、事務局長部会 1 回

(4) コミュニティセンター

目 的 拠点施設として地域住民、市民活動団体等による地域づくりを推進し特色ある地域社会の形成に資する。

設 置 平成 29 年 4 月 1 日

施 設 名	所在地	電話番号	令和 3 年度 利用者数 (人)
代陽コミュニティセンター	西松江城町 2-18	31-5507	18,752
八代コミュニティセンター	新地町 6-3	34-3479	13,482
太田郷コミュニティセンター	井上町 601-1	35-0222	41,941
植柳コミュニティセンター	植柳下町 4251-2	33-5909	11,632
麦島コミュニティセンター	古城町 2259	35-3822	28,413
松高コミュニティセンター	永碓町 754-2	34-8801	16,872
八千把コミュニティセンター	上野町 1193-1	35-0660	14,967
高田コミュニティセンター	本野町 505	34-3031	14,384
金剛コミュニティセンター	揚町 800-2	31-5553	6,367
郡築コミュニティセンター	郡築 6 番町 61-2	37-0175	5,592
宮地コミュニティセンター	宮地町 383	31-5557	3,309
宮地東コミュニティセンター	東町 5497-1	31-5557	86
日奈久コミュニティセンター	日奈久塩南町甲 13	38-2390	28,919
昭和コミュニティセンター	昭和明徴町 730-1	37-2741	4,932
二見コミュニティセンター	二見下大野町 2432-1	38-9932	4,482
龍峯コミュニティセンター	興善寺町 1952	39-0411	3,945

坂本コミュニティセンター	坂本町荒瀬 1307	45-2228	8,123
千丁コミュニティセンター	千丁町新牟田 1434	46-1720	14,099
鏡コミュニティセンター	鏡町内田 1339-1	52-7841	15,311
東陽コミュニティセンター	東陽町南 1285	65-2210	2,542
泉コミュニティセンター	泉町栗木 5866	67-2029	740

6 市民活動支援

(1) まちづくりを支える団体の育成と支援

① 市民活動団体支援

- 目 的 市民と行政の協働による活力あるまちづくり実現のために、市民活動の推進と市民活動団体に対する情報提供等の支援を行う。
- 事業内容 ア 各種NPOセミナー等開催
イ やつしろNPO情報誌 年4回発行
ウ 市民活動団体登録制度 R3年度末時点で42団体登録

(2) 市政協力員

- 委託方法 自治会又は町内会、区等から推薦された方と事務委託を締結する。
- 任期 2年（任期の始期4月1日）
- 委嘱方法 自治会又は町内会、区等から推薦された方を市長が委嘱する。
- 人数 330名
- 取扱い事務 ①周知事項の伝達及び各種行政事務の連絡
②市の各種印刷物等の配布及び回覧
③市が必要と認める官公署及び各種団体の刊行物の配布及び回覧
④各種証明に係る確認及び軽易な調査報告義務
⑤住民実態調査への協力
⑥寄付金等のとりまとめ及び収納
⑦表彰者等の推薦
⑧その他市長が特に必要と認める事務
- 委託料 ①均等割額 月額15,000円
五家荘地区における地域手当 月額800円
②世帯数割 月額70円/世帯
- 事務費 年額15,000円/人

7 交通安全

(1) 交通事故の推移

区分 年	全 国			熊 本 県			八 代 市		
	発生件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	発生件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	発生件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)
H29	472,165	3,694	580,847	5,786	73	7,369	270	9	335
H30	430,601	3,532	525,846	4,784	60	6,081	239	5	313
R 1	381,237	3,215	461,775	4,104	69	5,092	215	4	268
R 2	309,178	2,839	369,476	3,152	46	3,987	176	5	221
R 3	305,196	2,636	362,131	3,188	39	3,936	189	1	233

資料：熊本県警察交通事故統計、警察庁交通局交通事故統計 ※R2(八代市)は高速道路死傷事故1件含む

(2) 安全教育及び安全運動の推進

①幼児対策

- ア 幼稚園、保育園における交通安全指導の充実を図るため園の安全主任等の研修を実施し、各園における年間計画が完全実施されるように努める。
- イ 幼児交通安全クラブのリーダー研修会を開催するなど育成に努める。
- ウ 幼児交通安全クラブの組織ができない園は、保護者による交通委員選任をすすめ、委員研修など園と連携しての指導体制を整える。

②小・中・特別支援学校児童・生徒対策

- ア 教育委員会と連携し、交通安全主任研修会などを通して、学校現場における交通安全教育の充実を図る。
- イ 市内小・中・特別支援学校において自転車の安全な乗り方教室を実施する。又、児童・生徒が乗用する自転車の点検・整備を推進する。
- ウ 保護者の交通安全意識を高め、学校と地域の連携のもと、校区の実情に適した対策を推進する。
- エ 交通指導員の育成強化を図り、登下校（園）時の指導、保護、誘導の充実に努める。

③高齢者等一般市民対策

- ア 老人クラブ連合会と連携した交通安全講習会や、出前講座などの交通安全教育の充実を促進するとともに、警察、交通安全協会、交通指導員会、交通安全母の会などの関係団体の協力のもと実施する、交通安全キャンペーンなどの啓発活動を通して、交通事故の未然防止に努める。
- イ 交通安全母の会の自主事業を支援し、交通委員の育成と年間計画及び他団体との協同事業の推進を図る。
- ウ 高校・大学は学校と連携をとり合いながら対応する。

④運転者対策

- ア 交通安全協会を中心とした、法令講習会や施設の整備点検を行なうとともに、交通指導員会など関係機関と連携し、交通事故の未然防止に努める。
- イ 各事業所の安全運転管理者を軸に諸活動ができるよう安全運転管理者等協議会と連携し、啓発活動を推進する。

(3) 交通安全対策関係組織

八代市交通指導員

設置年月日 平成18年4月1日

目的 本市における道路交通の安全保持と交通安全運動の推進を図る

委 嘱 次の各号に該当する者のうちから市長が八代警察署長の意見を聞いて委嘱

①本市各校区の八代地区交通安全協会支部又は地域協議会から推薦のあった者

②本市に住所を有する年齢満25歳以上80歳未満の者

ただし、再任のときはこの限りでない

③交通安全活動に熱意を持ち、心身強健で指導力を有すると認められる者

任 期 2年（再任を妨げない）

職 務 ①警察署その他交通安全推進機関と密接な連絡をとり、交通安全のために必要な指導及び交通安全思想の普及高揚に努めること

- ②園児・児童及び生徒の登下校時の通学路等において交通指導を行うこと
 ③本市が主催する各種事業等において交通指導及び交通整理を行うこと
 指導員現数 70人（令和4年6月1日現在）

(4) 市営駐車場

- ①中央駐車場 ※令和元年10月1日より、新庁舎建設に伴う公用車及び職員駐車場として利用のため供用休止中。

所在地 八代市松江城町4番35号
 供用時間 午前8時から午後9時30分まで
 駐車料金

料金区分		金額	備考
午前8時から 午後9時30分まで	1時間以内	100円	
	1時間を超える場合は30分増すごとに	50円	30分未満の端数は30分として計算

利用実績

年度	利用台数	利用額(千円)
H29	19,389	2,846
H30	18,759	2,722
R 1	8,825	1,575
R 2	0	0
R 3	0	0

- ②新八代駅東口駐車場

所在地 八代市上日置町4778番地
 供用時間 24時間
 駐車料金

供用時間	料 金		備 考
午前0時から 午後12時まで	20分まで	無料	・駐車時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
	20分～1時間まで	100円	
	以後1時間ごと	100円	
	10時間～24時間まで	1,040円	
月極駐車 (月額)	鉄道定期券所有者	6,280円	・月極駐車を希望の場合、申請が必要。
	その他の方	10,470円	

利用実績

年度	利用台数	利用額(千円)
H29	83,722	18,244
H30	81,399	15,803
R 1	74,214	13,488
R 2	35,248	6,547
R 3	44,919	8,420

委託先 アマノマネジメントサービス(株)福岡支店
 委託料 3,300千円